

防府市子ども・子育て行政推進委員会設置要綱

平成25年4月1日制定

(設置)

第1条 防府市の子ども・子育て支援について調査審議する防府市子ども・子育て会議、及びこども施策の総合的な推進に関し協議する防府市こども施策推進協議会を補佐する庁内組織として、防府市子ども・子育て行政推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者とする。

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は、保健こども部次長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第3条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長がこれを招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれを務める。

3 委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健こども部子育て推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

文化スポーツ観光交流部	スポーツ振興課長
	文化振興課長
生活環境部	くらし安全課長
福祉部	福祉総務課長
	生活支援課長
	高齢福祉課長
	障害福祉課長
保健子ども部	こども相談支援課長
	子育て推進課長
	健康増進課長
	保険年金課長
産業振興部	商工振興課長
土木都市建設部	道路課長
	河川港湾課長
	都市計画課長
教育部	教育総務課長
	学校教育課長
	生涯学習課長